

目 的	主な取組み内容
<p>1. 市町村の虐待対応力の向上</p> <p>(1) 通報受理から終結に至るまでの虐待対応</p> <p>(2) 虐待の早期発見、未然防止</p> <p>(3) 虐待防止ネットワークの整備</p>	<p>①市町村職員向け虐待対応研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修(厚労省カリキュラム) 講義:厚労省作成の講義動画配信(YouTube)。一部講義は集合形式で実施 演習:厚労省作成の演習カリキュラムを活用し、養護者、施設従事者虐待対応についての演習を集合形式で実施 ・スキルアップ研修(大阪府独自カリキュラム) 講義:動画配信(YouTube)。弁護士や社会福祉士、大阪府警、当事者家族等の講義を提供 演習:ロールプレイ、事例検討を中心に集合形式で実施 ・令和7年度より市町村職員に市町村向け研修の企画会議参加や演習のファシリテーターとして役割を担ってもらうために厚労省開催の権利擁護指導者養成研修(国研修)に市町村職員(守口市)を府職員と共に派遣 <p>②障がい者虐待対応市町村検討会にて作成した研修テキストの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村/虐待防止センター職員が、障害者虐待防止法及び法に基づく対応等、基礎的知識や対応のポイントを事例を通じて学べるよう、平成30年度~令和2年度に自主的研修テキストを作成し、積極的な活用を喚起 <p>③専門性強化事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の虐待対応における困難事例について、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会より専門職を派遣し、助言及び情報提供を受ける ⇒研修等機会を通じて積極的な活用を喚起。令和6年度実績:6件(令和6年12月末時点) <p>④自立支援給付支給事務等における市町村指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が障がい者虐待の対応を適切に行えるよう、市町村の課題等を把握し、必要な事務等手続きの周知徹底とともに、助言及び調整等を行う(府が策定する市町村指導実施計画に基づき、実地にて実施) ⇒令和6年度実績:23市町村 <p>⑤大阪府障がい者虐待対応マニュアル様式の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚労省より面会制限に係る事務連絡を受けて新様式を作成。また既存の各種様式の改訂も検討中
<p>2. 障がい福祉サービス事業所の虐待防止</p>	<p>⑥事業所職員向け虐待防止研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に管理者や責任者を対象 令和4年度から受講対象者を間接的防止措置実施者(学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者)まで拡大 講義:厚労省作成の動画配信(YouTube) 演習:厚労省作成の演習カリキュラムを活用し集合形式で実施 平成28年度より民間施設長にも府職員と共に国研修を受講してもらい府研修の講師として起用 <p>⑦事業所に対する運営指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全事業者を対象とした集団指導…行政処分事案の周知や虐待防止に関する講義等を実施 ・個々の事業者に対する計画的な運営指導…人権に関わる研修や虐待判断後の改善状況の確認

令和6年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み

目的	主な取組み内容
3. 関係機関との連携	<p>⑧使用者虐待における大阪労働局との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪労働局担当者との定期的な実務者連絡会議の開催や、大阪方式の使用者虐待対応システムでの大阪労働局・市町村・府の連携による調査及び対応の実施 ・拡大版実務者連絡会議を全市町村対象に実施。労働局各担当課の取組みの紹介や実務に関する対応ポイントの説明や意見交換を実施 <p>⑨近畿府県障がい者虐待防止担当者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度より大阪府が主催し、各府県の研修や虐待対応等の取組み状況について情報交換実施 ・令和6年度は京都府が事務局を担当 <p>⑩DV対応、成年後見等に関する連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度より精神科病院での虐待通報窓口が設置されたことに伴い、各研修において通報窓口を周知 ・DV対応について、女性相談センターと意見交換を実施し、課題を共有 ・大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室主催、成年後見制度等にかかる市町村研修の開催を府主管課、高齢者虐待担当課とともに周知協力 ・市民後見人養成講座にて障害者虐待防止法等についての講義動画を提供 <p>⑪大阪府障がい者自立相談支援センターとの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターが主催する市町村障がい福祉担当新任職員向けの研修において、障がい者手帳申請等の窓口対応の場面で虐待への気づきにつながるよう、事例等を交えた講義を実施 <p>⑫大阪府障がい者自立支援協議会虐待防止推進部会の設置運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止法第39条に基づき、都道府県の責務である連携協力体制の整備を図るため、府及び府内市町村、関係機関における虐待防止の取組み等を共有する。令和2年度より市町村の取組み共有を行う ⇒令和4年度は豊中市、泉佐野市 令和5年度は守口市 令和6年度は島本町より報告 ・令和5年度より専門委員会を設置し、事業所で重大な虐待事案が発生した場合に府が行う指導に対する助言を受ける
4. 虐待防止に係る広報啓発	<p>⑬啓発物配布等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見、早期対応につなぐため、各種研修、集団指導等の様々な機会を活用して配布 ・広く府民に障がい者虐待防止について啓発を図るため、情報プラザに配架 ・障がい者や障がいについての理解の促進に関する啓発動画、イベント案内のため、YouTubeチャンネル開設 ⇒「防ごう 障がい者虐待」というテーマで10分で学べる啓発動画を随時公開 ・障がい者週間に合わせて府政だより12月号にて、障がい者差別と虐待の記事を掲載し、行政への相談を促進 <p>⑭大阪ふれあいキャンペーンSNSアカウント(X旧Twitter・Instagram)での周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい理解、イベント等、幅広い内容を掲載しているアカウントにおいて事業所向け研修等の情報を発信

障がい者虐待防止・権利擁護研修 <令和6年度の新たな取組み概要>

令和5年度まで

障がい者虐待防止・権利擁護研修は【**新任者向け**】、【**管理職向け**】、【**現任者向け**】と対象を3つに分けて研修実施

- ◆令和6年度 厚労省より
 - ・都道府県研修の標準的な研修カリキュラムの提示
自治体コース講義
自治体コース演習（養護者虐待）、（施設従事者虐待）
 - ・都道府県による管内自治体障がい者虐待対応担当者の未受講者の把握と研修受講の推奨

- ◆大阪府では養護者虐待の通報件数が他府県に比べて圧倒的に多い

以上のことをふまえ

- 令和6年度、研修内容の見直しを行い、基礎研修（養護者虐待）と基礎研修（施設従事者虐待）を設定
- 基礎研修については、これまでの研修受講歴に関わらず、虐待対応に携わるすべての職員（組織判断・決定を行う管理職も含む）を対象とした
- 基礎研修（施設従事者虐待）については市町村の施設指導担当職員も受講対象とした
- 基礎研修受講者を対象にスキルアップ研修を設定した

令和6年度より

養護者コース

基礎研修

施設従事者コース

市町村の障がい者虐待防止担当職員（委託先も含む）で過去の研修受講歴に関わらず、**養護者虐待対応**に携わる初任者から組織判断・決定を行う管理職までのすべての職員を対象

市町村の障がい者虐待防止担当職員（委託先も含む）、市町村の施設指導担当職員で**施設従事者虐待対応**に携わる初任者から組織判断・決定を行う管理職までのすべての職員を対象

スキルアップ研修（府独自）

今後の研修における課題

- ・厚労省から研修カリキュラムが示されているが、厚労省作成の講義動画については何年も内容が変わっていないものがある
- ・基礎研修において、厚労省の講義動画に加えて、府独自の講義を追加するのか（講義数が多いため、受講者負担を懸念）
- ・令和6年度は管理職も含めた虐待対応に携わるすべての職員を受講対象としたが、次年度以降も継続するのか

障がい者虐待防止・権利擁護研修 <実績①>

1. 市町村・虐待防止センター職員コース【基礎研修（養護者、施設従事者）・スキルアップ研修】

- ◆基礎研修では、養護者虐待コースと施設従事者虐待コースを設定し、過去の受講歴に関わらず虐待対応に関わる管理職も含めたすべての職員を受講対象とした
- ◆令和5年度に国研修を受講した府職員が演習において講師を担当し伝達研修を実施
- ◆スキルアップ研修では、府独自の研修と位置づけ、実際の対応に即した内容とし、午前中は摂南大学現代社会学科の田中教授による「司法面接の技法を用いた面接手法」について演習を交えた講義を実施。午後からは社会福祉士、弁護士を講師として招き、午前中の事例の続きとして、立入調査ロールプレイを行ったほか、事例検討、質疑応答にてそれぞれの場面で助言いただいた

		基礎研修（養護者・施設従事者）	スキルアップ研修
対象者		市町村障がい者虐待防止職員または委託先の市町村虐待防止センター職員で養護者虐待、施設従事者虐待に携わる初任者から組織判断・決定を行う管理職までのすべての職員（過去に受講歴のある職員も含む）に加えて、施設従事者コースでは市町村の施設指導担当職員も対象とした	市町村障がい者虐待防止担当職員及び委託先の市町村障がい者虐待防止センター職員（初任者から管理職まで）
開催形式		講義：動画配信（YouTube） 演習：集合形式	講義：動画配信（YouTube） 演習：集合形式
カリキュラム	講義	<p>【厚労省カリキュラム】</p> <p>「障害者虐待総論- 成立までの経過、社会的意義」 「障害者虐待防止法の概要」 「性的虐待の防止と対応」 「身体拘束等の適正化の推進」 「通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～」 「養護者による障害者虐待の防止と対応①」 「養護者による障害者虐待の防止と対応②」 「障害者福祉施策従事者等による障害者虐待防止の防止と対応」 「使用者による障害者虐待の防止と対応」 「事実確認調査における情報収集と面接手法（基礎編）」 「事実確認調査における情報収集と面接手法（応用編）」</p>	<p>【大阪府独自カリキュラム】</p> <p>「ヤングケアラー」 「家族の想い」 「経済的虐待の対応」 「成年後見」 「警察による障がい者虐待の対応」 「守口市における障がい者虐待防止の取組み」 「性暴力被害への対応」 「DVの理解とDV法に基づく支援」</p>
	演習	<p>「養護者虐待による障害者虐待防止」の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習」 「施設従事者による障害者虐待防止」の通報受理から事業所指導の検討にかけての演習」</p>	<p>「司法面接の技法を用いた面接手法」 「立入調査ロールプレイ」 「事例検討」 「質疑応答」</p>
実績		受講者数 養護者：494名（うち演習受講者241名） 従事者：270名（うち演習受講者66名）	受講者数 149名（うち演習受講者102名）

障がい者虐待防止・権利擁護研修 <実績②>

2. 障がい福祉サービス事業所等コース

- ◆令和6年度より国研修を受講した(令和5年度受講者も含む)民間施設長が事業所向け研修の演習において、府職員と共に講師を担当し伝達研修を実施
- ◆演習コース4日程のうち1日程の受講者数を180名としていたが、会場収容人数最大限の192名に受講者を拡大
- ◆講義のみコースにおいても間接的防止措置実施者の周知先を拡大し、受講者の増加を目指し、障がい者虐待の理解促進を図った

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業所等職員(主に管理者・虐待防止担当者を含む責任者) ・間接的防止措置実施者である学校、保育所等、医療機関、放課後等児童クラブ等において、研修内容を職場内職員に伝達・周知できる職員
開 催 形 式	講義:動画配信(YouTube) 演習:集合形式
目 的	障害者虐待防止法の理解や管理者の責務、虐待防止委員会等をテーマとして学び、受講後に各事業所内での虐待防止研修(伝達研修)の実施を促進。事業所における障がい者虐待の対応と未然防止の取組みの促進を図る。
カリキュラム	<p>◎講義:YouTube動画配信</p> <p>【厚労省作成】</p> <p>「障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義」「障害者虐待防止法の概要」「性的虐待の防止と対応」 「身体拘束等の適正化の推進」「通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～」 「法人・事業所の理念と管理者の役割」「虐待を防止するための日常の取組について①」 「虐待を防止するための日常の取組について②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～」 「通報プロセスについて(通報した場合の準備含む)」 「障害者虐待防止委員会、身体拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割」 「虐待防止委員会の実際の運営について」</p> <p>【府作成】</p> <p>「当事者・家族の声」「ヤングケアラーの現状と取組み」</p> <p>◎演習:集合形式</p> <p>「演習① 虐待が疑われる事案への対応」「演習② 虐待防止委員会の活性化」「演習③ 身体拘束適正化委員会の運営」</p>
開 催 時 期	動画公開期間:令和6年 9月30日 ～令和6年 11月29日
過 去 実 績 (受講者数)	<p>令和4年度:1,318名(うち演習受講者178名)</p> <p>令和5年度: 947名(うち演習受講者689名)</p> <p>令和6年度:1,509名(うち演習受講者666名)</p>

障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応について

実務フロー（通報から権限行使まで）

虐待防止センターの役割

通報受理

事実確認等

虐待判断・改善指導

虐待判断の結果や
苦情等により
運営指導等を実施

指定権者の役割

※必要に応じて事実確認から介入

権限行使

各指定権者による事業所への対応

- 集団指導（全事業者対象）⇒ 行政処分事案の周知や虐待防止に関する講義等を実施
- 運営指導（訪問等により個々に対応）⇒ 人権に関わる研修や虐待と判断された後の改善状況の確認

令和4年度と令和5年度の虐待件数と事業所数との比較

	令和4年度（令和5年度集計）			令和5年度（令和6年度集計）		
	虐待判断件数	全事業所数※ ¹	発生率※ ³	虐待判断件数	全事業所数※ ²	発生率※ ³
全国	956	177,383	5.4%	1,194	187,437	6.4%
東京	89 (全国1位)	13,535	6.5%	103 (全国3位)	13,979	7.4%
大阪	72 (全国3位)	22,682	3.2%	117 (全国1位)	24,409	4.8%

※¹ 令和4年10月1日現在の障害福祉サービス等事業所数（障害者支援施設等および障害者支援施設の昼間実施サービスを除く）

※² 令和5年10月1日現在の障害福祉サービス等事業所数（障害者支援施設等および障害者支援施設の昼間実施サービスを除く）

出典：統計で見る日本（<https://www.e-stat.go.jp/>）

※³ 算出方法：虐待件数／全事業所数×1000

専門委員会の活用

第三者の視点を取り入れた虐待事案発生事業所に対する指導について

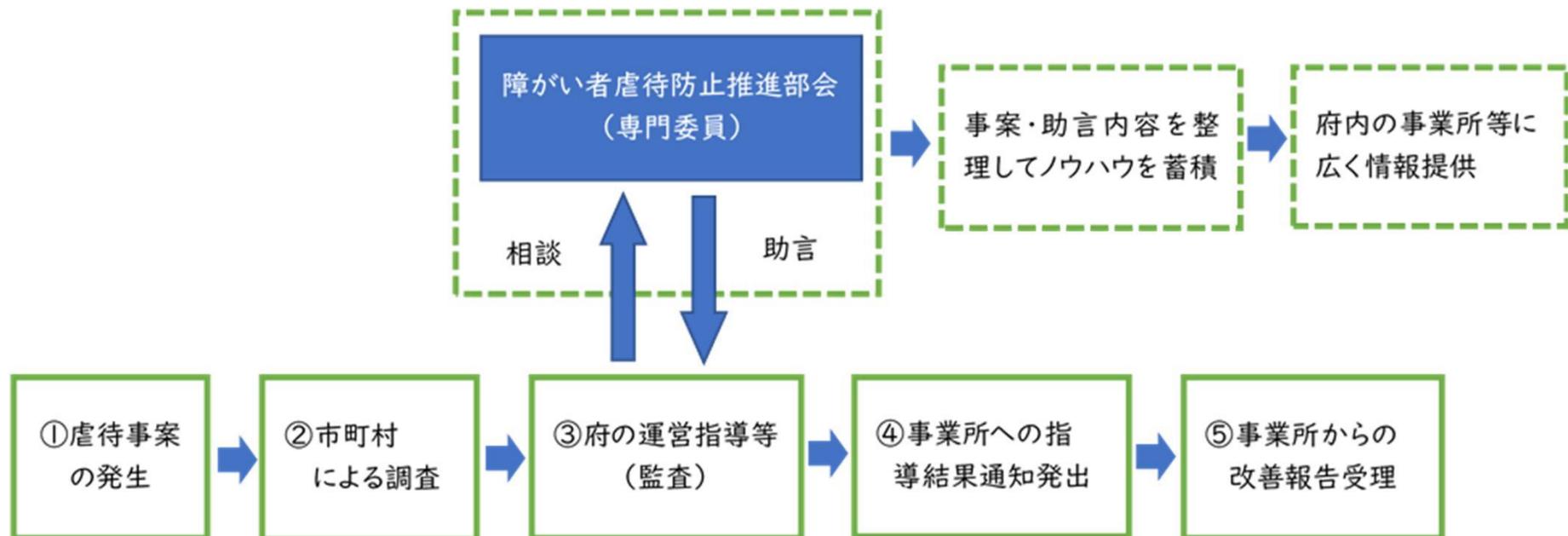
- ◆大阪府が権限を有する障がい福祉サービス事業所等で発生した施設従事者虐待事案に対し、事業者指導を行うにあたって、第三者による専門的な視点を取り入れ、指導内容の充実やさらなる適正化を図る
- ◆当委員会が行った助言などは、ノウハウとして蓄積し、府内の市町村、事業所等への情報提供や、施設従事者虐待にかかる研修内容へ反映するなどして活用する

構成員等

- (1) 構成員: 委員3名
- (2) 実施頻度: 年1~2回程度(大阪府から相談案件がある都度開催)
- (3) 大阪府が相談する案件の例
 - ・社会的に重大な事案
 - ・その他特に大阪府が相談の必要性を認める事案

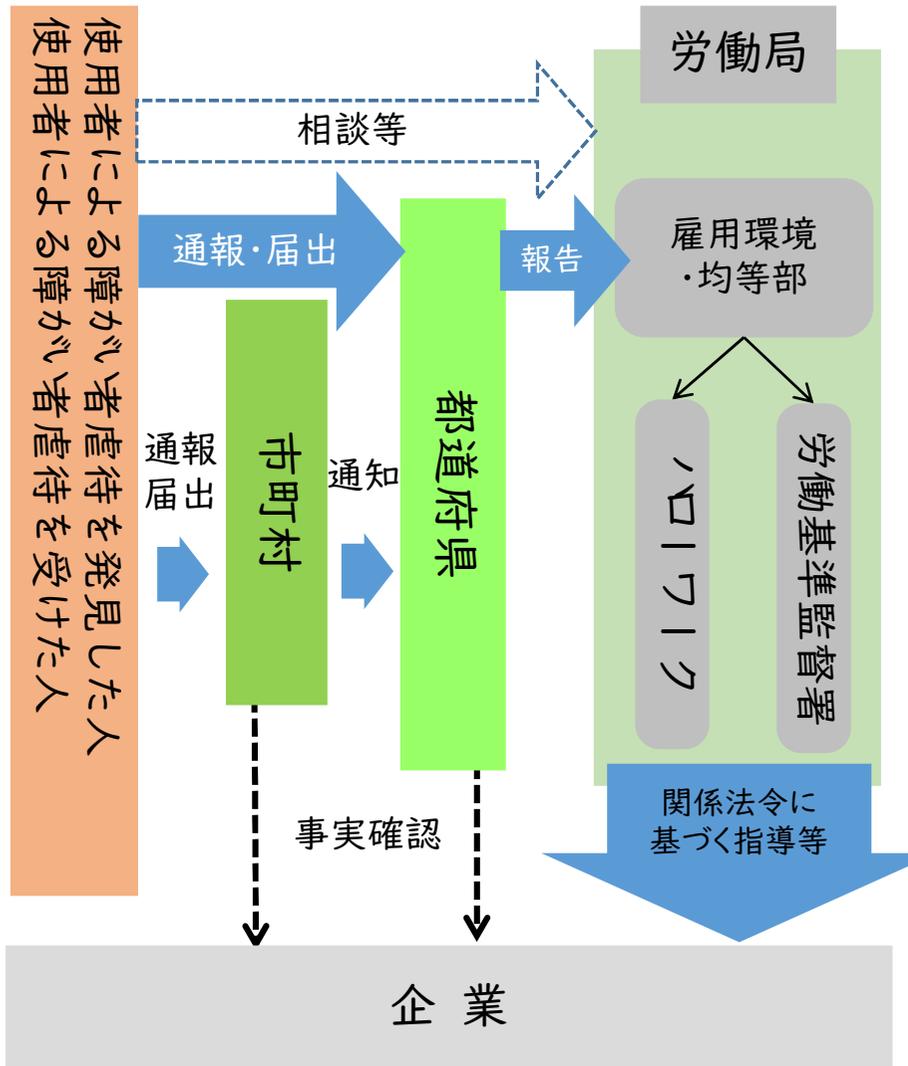
開催実績

令和6年度: 1件
障がい者支援施設での虐待事案について

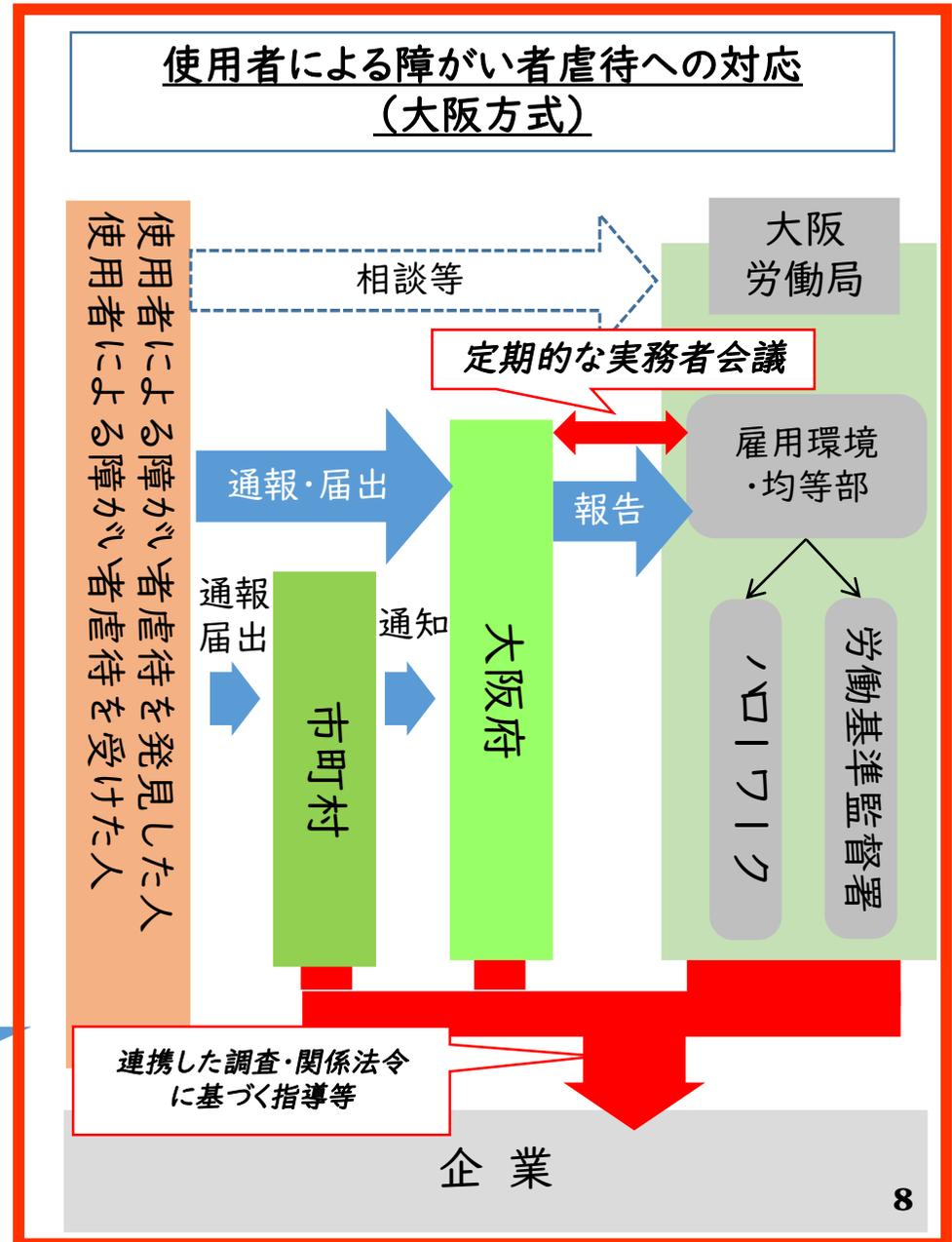


使用者による虐待への対応について <対応スキームの比較>

使用者による障がい者虐待への対応
(厚生労働省スキーム)



使用者による障がい者虐待への対応
(大阪方式)



専門性強化事業

◆障がい者虐待の対応に悩む市町村障がい者虐待担当課に対し、府は弁護士、社会福祉士の専門職チームを派遣し、市町村の虐待対応方針検討の場において、対応のポイントや組織決定に関する助言、情報提供を受けることができる

事業概要

- 府は大阪弁護士会及び大阪社会福祉士会と契約し、市町村における障がい者虐待対応のために、弁護士、社会福祉士の専門職チームの派遣事業を実施
- 障がい者虐待対応を検討する場に、弁護士・社会福祉士の専門職チームを派遣し、より適切な対応の検討を行う
- 支援の方法や判断のポイント等について、専門的視点からの助言及び情報提供を得ることが目的

派遣の流れ

- ①府障がい者権利擁護センターへ連絡
- ②府へ専門相談依頼書に相談内容等を記入して送付
- ③日程調整後、府より弁護士会、社会福祉士会へ依頼
- ④担当の弁護士、社会福祉士が決定、府から市町村へ報告
- ⑤派遣の実施
- ⑥終了後、府へ会議録(概要)を提出

※大阪弁護士会及び大阪社会福祉士会と契約していない市町村が対象
(詳細は大阪府障がい者虐待対応マニュアル参照)

実施后市町村より

- ◎情報の整理ができ、不足している情報は何かがあった
- ◎ケースの全体像を把握し、客観視することができた
- ◎虐待認定の法的根拠を確認することができた
- ◎組織判断した対応方針の見直し、共有ができた
- ◎終結に向けての道筋が整理できた
- ◎判断や対応のポイント、ノウハウの蓄積につながった

- ・事実確認が難しい…
- ・分離、保護すべきかどうか…
- ・虐待の判断をする根拠は十分か…
- ・終結と判断して良いか…
- ・虐待対応を見直したい…

そんな時は



専門職派遣活用の検討を!!

問合せ先

大阪府 福祉部 障がい福祉室
障がい福祉企画課 権利擁護グループ

電話:06-6944-6271

市町村だけで悩まず、気軽にご相談ください。

近畿府県障がい者虐待防止担当者 情報交換会

- ◆近畿府県の障がい者虐待防止担当者を対象とし、今後の業務の向上等を資するため、各府県における障がい者虐待防止に係る対応状況などを中心とした情報交換会を令和4年度より定期開催(年1回)

各府県から出た情報交換テーマ

<研修関係>

○市町村職員向け、事業所職員向け研修

- ・国カリキュラムの演習についての実施(伝達)方法規模やファシリテーターや講師などのスタッフ体制や工夫、今後の改善点について
- ・府県独自の研修内容について
- ・各府県で研修開催時期を共有し、見学を行うなど府県間の交流について

<その他>

- ・権利擁護センターと虐待担当課のすみ分けについて
- ・弁護士会と社会福祉士会が行っている「虐待対応専門職チーム」の活用や依頼状況について

<虐待対応関係>

○市町村への対応について

- ・市町村間の虐待判断率のばらつき、対応力の差について府県はどのように対応しているか

○養護者虐待

- ・養護者の定義について
- ・市町村の取組状況や実態把握について

○使用者虐待

- ・労働局との関係について
- ・就A事案の対応において、府県から市町村への助言について

○施設従事者虐待

- ・複数の市町村にまたがる事案における調整方法について
- ・施設従事者から利用者への性的虐待について、普段の力関係や本人の障がいの程度など、どの程度考慮して判断しているか
- ・警察が介入している従事者虐待ケースの対応について

各府県の状況

○研修について

- ・直営開催と委託開催が半々の状況。事業所向け研修では、事業所への研修案内をHPや府県からの直接メール送付、市町村を通じて案内するなど様々な方法で実施
- ・元々府県独自の研修を多くしていたため、国の研修カリキュラムの提示には困惑があったものの、国カリキュラムで研修を実施しながら府県独自の研修を実施しているところが多く見受けられた

○虐待対応について

- ・各府県、市町村間での判断率のばらつきや対応力の差が大きいことが課題だと感じており、特に都市部と郡部での差が激しく、件数が少なく経験値の低さ等が要因となっている
- ・各府県、国の方針に合わせて「虐待認定」という言葉を使わず、「虐待の有無の判断」という言葉を使用し、研修等でも市町村へ周知はしているが、依然として「虐待認定」を使っている市町村が多いということがわかった

市町村指導の実施

- ◆市町村が障がい者虐待の対応を適切に行えるよう、市町村の課題等を把握し、必要な事務等手続きの周知徹底とともに、助言及び調整等を行うため、**2年に一度実施**
- ◆令和**6年度**の実施状況：**23市町村**
これまで件数が多い市を中心に実施していたが、町村の対応力を確認するため、令和**6年度**は町村も含め実施

ポイント

監査だけが目的ではなく、担当者からヒアリング等を行うことで

○直接、市町村の課題や困りごとを把握し、それを次年度の研修等に活かす

○顔の見える関係づくり

以上のことも目的としている

ケースファイルの確認

- ・受付から終結までの対応について
- ・適切な記録作成について
- ・虐待判断について

職員からのヒアリング

- ・虐待対応について
- ・虐待対応に関する整備体制について
- ・ケースファイル確認後の気になった点について

令和6年度の主な指摘事項

- 対応記録やコア会議、対応方針検討会議での判断根拠の記載がない
- 終結時の判断根拠の記録がなく終結となっており、どの時点で虐待対応が終結したのかが不明
→ 異動等を見据え、各種様式等の使用、対応記録、判断根拠の記載を行い、受付から終結まで誰が見ても一連の対応がわかるよう適切なケース管理を
- 養護者虐待では家庭内に暴力や暴言の事実があっても夫婦喧嘩、親子喧嘩、突発的な喧嘩、自立した男女の揉め事、家族間のトラブル、本人や家族の介入を望まない意向等を理由に虐待無の判断をしている
- 事実確認をせずに通報時の内容や緊急性の有無で虐待無の判断をしている
- 養護者の定義や障がい者の定義を限定的に捉えて、虐待防止法の対象者ではないとの判断をしている
→ 受理したケースについては、全件事実確認を行い、暴力や暴言があるならその事実に基づいた積極的な虐待の有無の判断を 11

大阪府における障がい者虐待防止にかかる課題と今後

市町村間での対応力の差が課題

対応力の底上げが必要

市町村職員の対応力向上を支援
(大阪府の役割)

日々の相談、また市町村指導の機会を通じて、
直接虐待対応状況を確認し、必要な助言を行う

現場での困り感、課題を活かした研修の実施

関係機関(警察、労働局、女性相談センター等)
との連絡・調整を行い、連携を支援

府の関係機関(障がい者自立相談支援センター
等)と連携し、手帳担当者等への虐待への気づき、
早期発見のための研修実施

適切な職員配置等の体制の整備
(市町村の役割)

体制にゆとりができるとスムーズかつ丁寧な虐待
対応ができ、記録作成など適切な事務処理もでき
る

虐待による権利侵害の解消だけでなく、本人や
養護者等への支援にも注力できる

障がい者虐待防止ネットワークを構築することで
組織の質が向上する

研修参加の機会が増え、職員の質が向上する

虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応をオール大阪で
取組む体制強化により

《重大な障がい者虐待ゼロの実現を!!》